

# 2023年度 東京工業大学基金奨学金 「太陽誘電奨学金」募集要項

東京工業大学では、創立130周年を契機として、蔵前工業会、同窓生をはじめとする皆様からのご支援ご協力を得て「東京工業大学基金」を創設いたしました。本基金は、本学の長期目標である「世界最高の理工系総合大学の実現」に向け、戦略的経営により教育・研究・貢献の質をさらに高めていくための様々な事業活動に活用していこうとするものです。

東京工業大学基金には、企業・団体、同窓生、本学関係者ご遺族などの本学に縁の深い方々より、学生の奨学を用途とすることを特定された篤いご寄附をいただいております。東京工業大学では、ご寄付いただいた方々のご意志を尊重し、平成24年3月に「東京工業大学基金奨学金」制度を設けるとともに、本学の発展に寄与された方および寄附者の方に深い敬意と感謝の意を表し、個人名・企業名を冠した奨学金を設立し、奨学生の募集を開始することといたしました。

## 1. 太陽誘電奨学金設立の経緯及び目的

太陽誘電は1950年の創業以来、「素材の開発から出発して製品化を行う」を信条として、磁器コンデンサをはじめとする時代のニーズに合った商品の開発と量産化に取り組み、発展の基礎を築きました。現在ではコンデンサやインダクタ、回路モジュール、FBAR/SAW デバイスなどの研究、開発、生産、供給をグローバルに展開し、高品質、高性能な電子部品の分野からIT・エレクトロニクス産業の発展を支えています。

本学は太陽誘電株式会社からのご寄附を受け、これからのIT・エレクトロニクス産業を支えていく向上心に満ちた学業優秀な者に対し経済的援助を行うことにより、確かな専門力、豊かな教養力、柔軟なコミュニケーション力、多様な展開力を身に付け、科学技術を基盤としてより良い社会を築くことができ地域社会への貢献ができる人材の育成に資することを目的として当奨学金を設立いたしました。

## 2. 奨学生の資格

- (1) 2022年4月時点で本学に在学し、2023年春季に修士課程に進学かつ進学先の所属が物質理工学院の者。(25歳未満)
- (2) 学業成績が優秀で優れた研究能力を有する者。
- (3) 他の給与型奨学金（東工大基金奨学金を含む）を受けていない者。
- (4) 日本国籍である者または永住者等の在留資格を持つ者。
- (5) 指導教員の推薦を受けられる者。
- (6) 将来、IT・エレクトロニクス分野におけるエンジニアとして地域社会へ貢献する意欲のある者。

## 3. 採用予定人数

2名

## 4. 奨学金の額

月額 50,000円

## 5. 給付期間

奨学金を授与する期間は、最長で修士課程の標準修業年限の終期までとする。

## 6. 出願の手続き

奨学生に応募するものは、以下①～⑦の書類を大学が指定する日までに、提出しなければならない。

① 基金奨学金申請書（研究計画書含む）

② 学内選考用奨学金申請書

③ 学業成績証明書

④ 小論文

「シンギュラリティ（技術的特異点）に到達した時のあなたの姿について」（400字程度）

⑤ 推薦書（指導教員、様式任意）

⑥ 市区町村発行の所得証明書（父母、最新のもの）

⑦ 前年分源泉徴収票・確定申告書等（父母）

## 7. 応募の締切

2022年11月18日（金）

## 8. 奨学生の選考

（1）第一次選考：書類選考

（2）第二次選考：面接選考 2022年12月上～中旬予定

（3）奨学生の採用は、教育・国際連携本部会議で審議の上、学長が決定し、本人に通知する。

## 9. 奨学生の義務

採用決定後に開催される奨学生採用式（開催時期未定）へ出席すること。

その他、本奨学金に関し大学が実施する行事には参加すること（ただし修学上やむを得ない事情がある場合は学生支援課まで申し出ること）。

なお、奨学生として採用されても、就職の義務が発生するものではない。

## 10. 奨学金の給付

奨学金は、奨学生の指定する口座に四半期毎に振り込むものとする。

## 11. 奨学金の休止及び復活

（1）奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。

（2）奨学生が留学し、又は長期にわたって海外に滞在するときは、奨学金の給付を休止することができる。

（3）奨学金の給付を休止された奨学生が、その事由が止んで申し出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

## 1 2. 奨学金給付の廃止

以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学若しくは転学し、又は除籍になったとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良になったとき。
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

## 1 3. 奨学金の返還

奨学生に、奨学生として適当でない事実があったときは、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがある。

## 1 4. 奨学生の異動届出

奨学生が、次のいずれかに該当するときは、速やかに学生支援課まで届け出ること。

- (1) 休学、復学、転学、留学若しくは退学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

## 1 5. 報告書の提出

奨学生は、毎年度末に学習報告書を、学業成績証明書を添えて提出すること。

### 【照会先】

〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1

学務部学生支援課経済支援グループ

Taki Plaza 1階

TEL: 03-5734-3014

FAX: 03-5734-3675

E-MAIL: [gak.kei@jim.titech.ac.jp](mailto:gak.kei@jim.titech.ac.jp)